

会 議 録

会議の名称	平成 30 年度西東京市個人情報保護審議会（第 1 回）
開催日時	平成 31 年 2 月 1 日（金）午前 11 時 00 分から正午まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎庁議室
出席者	（出席委員） 横道会長、岡本委員、河野委員、茶谷委員、海老澤委員、大川委員 （事務局） 総務部総務法規課長、総務法規課法規文書係長、法規文書係主任 （欠席）濱野委員
議 題	庁用車両へのドライブレコーダーの設置について（諮問）
会議資料	諮問書（写）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 ■発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○会 長 ただいまから、平成 30 年度第 1 回個人情報保護審議会を開催する。まず、「庁用車両へのドライブレコーダーの設置について」を議題とする。担当課からの説明を求める。</p> <p>【担当課から説明】</p> <p>○会 長 事務局からの説明に対し、質問等はあるか。</p> <p>○委 員 「常時撮影」は一般的には「常時録画」と呼ばれている。この常時録画は、一般的には走行中における常時録画を意味している場合がある。駐車中における「駐車監視録画」やイベント発生時に対応する「手動録画」の対応について、説明していただきたい。</p> <p>○説明員 ドライブレコーダーの機種によっては、「駐車監視録画」や「手動録画」の機能を備えたものもあると聞いているが、庁用車両に設置するドライブレコーダーでは、これらの機能の使用は想定してないところである。</p> <p>○委 員 諮問書中「庁用車両の運行後に必ず施錠する」とあるが、SDカードは着脱可能であることから、運行中のSDカードの保護対策はどのようなものか説明していただきたい。</p> <p>○説明員 SDカードの取扱いについては制限をかけていくこととし、この旨を指導・徹底していく。</p> <p>○委 員 諮問書中「映像データの閲覧を行う端末」とあるが、機器はパソコンを使用するのか。パソコンだとすれば、その端末は、ドライブレコーダーにより撮影された映像のみを処理するための専用端末か、あるいは他の業務と共用で使用する端末か。また、端末のID及びパスワードの管理方法について説明してい</p>	

- ただきたい。
- 説明員 パソコンを使用することを想定している。専用端末ではなく、日常業務で使用している端末を使用する予定である。日常業務で使用する端末は、そのままでは外部データを取り込むことができない仕様となっている。映像データの閲覧を行う際には、統括管理責任者及び管理責任者が指定した端末にのみ映像データを取り込むよう設定を施すこととする。
 - 委員 映像データの外部提供の制限に関し、捜査機関からの録画情報の提供要求があった場合への対応策はどのようなものか。また、そのデータの提供方法はどのようなものか。
 - 説明員 まず、提供の妥当性の検討を行い、提供を行うこととなった際には、提供年月日、提供先、目的等を記録し、そのデータを提供の相手方に確実に到達させることとする。また、提供の目的を達成したときは、映像データを速やかに返却させ、消去する。さらに、消去した事実を記録する。
 - 委員 ドライブレコーダー機器の故障が発生した際、業者が修復のため、当該機器を持ち出す場合、映像データが保存された電子記録媒体の取扱いの方法と当該業者等の個人情報保護に関する契約上の取扱いについて説明していただきたい。
 - 説明員 ドライブレコーダー機器を修理する場合、又は、車両を修理する場合は、ドライブレコーダー内部の電磁的記録媒体を取り外した上で修理に出すこととする。取り外した電磁的記録媒体は、施錠可能な場所に保管し紛失防止を図ることとする。
 - 委員 市民等から映像データに係る自己情報開示請求があった場合の対応について説明していただきたい。
 - 説明員 西東京市個人情報保護条例の規定に基づき適切に対応する。対象となる映像データに請求者以外の第三者が映り込んでいる可能性もあり、開示できる部分と不開示とする部分を容易に区分できるかが課題であると考えている。
 - 委員 庁用車両の運行中のSDカードの保護対策について、もう少し詳細に説明していただきたい。また、業者との契約時の個人情報保護に関する取り決めはどのように行っているのか。
 - 説明員 電磁的記録媒体の操作ができる者を統括管理責任者及び管理責任者又はこれらの者が指名した者に限定し、その旨を全庁職員に周知徹底する。電磁的記録媒体の物理的な保護対策としては、抜き取り防止用の保護シールによる封印を検討している。自動車継続検査等に係る委託契約締結の際には、契約書と併せて個人情報保護に関する特記事項を取り交わしている。
 - 委員 録画時間は、どの車両も一律に2時間とするものか。万が一事故に気が付かないまま運転していた場合に、2時間以上前の事故の映像を振り返ることができないのではないか。
 - 説明員 録画時間は、SDカードの容量による。庁用車両の使用目的は、市内の移動がほとんどであり、2時間連続して運行するようなケースは極めて少ない。
 - 委員 前回、当審議会として答申した、ごみ収集車両へのドライブレコーダーの設置について、以後、事故件数の減少等の一定の効果はみられているか。
 - 説明員 事故件数については、平成25年度から減少傾向にあったものの、平成29年度には増加しているところである。ごみ収集車等を運転する職員に対し実施したアンケート結果によれば、急ブレーキ・急発進のない丁寧な運転を心掛けるようになった、運転に際し一歩譲る心を持つようになった等の回答があり、ドライブレコーダーの設置により、職員の安全運転意識が向上しているといえ

る。映像データをチェックすることで違反等の確認ができるほか、映像データを職員に対するヒヤリハット研修に活用している。

- 委員 映像データのチェックは、今後、全ての庁用車両で実施することとしているのか。
- 説明員 ごみ収集車は、他の車両と比較して稼働日数や運行時間が長い。ごみ収集車以外の庁用車両では、そのような運用は想定していないところである。
- 委員 諮問書第3の8中ドライブレコーダーの設置の表示について、車両の特性等により表示に適さないものについてはこの限りでないとするが、具体的にどのようなものがあるのか。
- 説明員 庁用車両は、原則として、その側面に西東京市のロゴと市章を表示して運行しているが、状況によっては、西東京市の車両であることを明らかにしないで運行すべきケースも想定されることから、このような運用とさせていただきたい。
- 委員 これは意見だが、近年、あおり運転による事故が多く報道される中、ドライブレコーダーは一般的に普及してきていることも踏まえると、西東京市の車両であることを明らかにしないで運行する車両についても、ドライブレコーダーを設置している旨の表示をすることは、そこまで問題にならないと考える。
- 説明員 検討させていただく。
- 委員 諮問書第4の1に記載の電磁的記録媒体の操作を行う者の指名の手続について説明していただきたい。電磁的記録媒体の操作を行う者は、何か起きたときにその都度指名するのか、あるいは、あらかじめ指名しておくのか。
- 説明員 庁用車両の事故・トラブルがあった場合には、ただちに警察に通報すること及び管財課に連絡することを交通安全マニュアルにより徹底しているところであり、連絡を受けた管財課職員が事故現場に到着したときに、電磁的記録媒体の操作を行う者を指名するという運用を想定している。
- 委員 運転中は事故に気が付かなかったが、しばらく時間がたってから事故があったことが発覚するケースもあると聞いている。運転者が事故を起こしたことに気付かない場合もあると考えられることから、そのようなことがないように注意していくべきである。
- 説明員 万が一事故が発生した際には、ただちに通報・連絡するよう、安全運転研修を通じて職員に周知・徹底していく。
- 会長 それでは質疑を終了し、委員のみで審議するので、説明員は退席するように。

【説明員退席】

- 会長 審議会として、庁用車両へのドライブレコーダーの設置を認めるという結論でよろしいか。
- 各委員 異議なし。
- 会長 それでは、そのような趣旨で、事務局において答申書を作成し、各委員にお諮りした上で決定することとしたいがよろしいか。
- 各委員 異議なし。
- 委員 実施機関から、(仮称)西東京市庁用車両へのドライブレコーダーの設置及び運用に関する要綱を整備し、ドライブレコーダーを運用していくとの説明があったが、当該要綱が制定されたときは、その内容を提示していただきたい。
- 事務局 そのように対応させていただく。
- 会長 それでは、以上をもって、本日の会議は閉会とする。

